

伊豆の国市立幼稚園では、教育時間の前後や長期休業中(夏・冬・春休み)に「預かり保育」を行っています。

1. 実施内容

実施園	種別	実施時間	預かり保育開始日	利用できる園児	預かり保育料
長岡幼稚園 富士美幼稚園 のぞみ幼稚園	① 定期型 預かり保育 (開園日のみ) 長期休業中 預かり保育	7時45分～ 教育時間開始まで 教育時間終了～ 17時30分まで 7時45分～ 17時30分まで	【新入園児】 ・3歳児:入園式の3日後から ・4～5歳児:入園式の翌日から 【在園児】 ・年度初めの翌日から	保育の必要性の認定を受けている園児	月額 5,500円
	② 長期休業中 預かり保育	7時45分～ 17時30分まで ※長期休業中預かり保育を実施しない共和幼稚園及び田京幼稚園の園児も、3園で実施する長期休業中預かり保育を利用できます。		全園児	日額 500円
全市立幼稚園	③ 一時型 預かり保育 (開園日のみ)	教育時間終了～ 17時まで	・3歳児:5月から ・4～5歳児:入園式の翌日から	全園児	日額 200円

※「保育の必要性の認定」を受けた場合は、利用日数に応じて、最大月額 11,300 円(日額 450 円×利用日数)まで預かり保育料が無償化の対象となります。

詳細は、裏面の「3. 幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください。

【 預かり保育を実施しない日 】

- ・土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)、休園(代休)日
- ・教育委員会が指定する日(年度初めの初日、入園式、卒園式、始業式、終業式、遠足、市教育研修会など)
- ・流行疾患による学級閉鎖となった日または自然災害等で園が休園になった日

【 その他 】

- ・給食の提供がない日に預かり保育を利用する場合は、お弁当・水筒を持参してください。
※3歳児の給食開始は5月からのため、4月に預かり保育を利用する場合は、お弁当と水筒を持参してください。
※長期休業中は給食の提供がありませんので、お弁当と水筒を持参してください。
- ・おやつは適量を各自持参してください。
- ・一時型預かり保育及び長期休業中預かり保育は、就労以外の一時的な理由(参観日、通院、リフレッシュなど)でも利用することができます。
- ・申込みをしていなくても、お迎えが降園時刻である 14 時 30 分を過ぎた場合は、預かり保育料をいただくこととなりますので、ご了承ください。
- ・申込後、利用する前日までに「幼稚園預かり保育利用変更・中止届」を提出せずに、利用を中止した場合は、預かり保育料をいただきますので、ご了承ください。

2. 申請手続き

- ①定期型預かり保育(長期休業中預かり保育の利用を含む):入園申請時に申請してください。
 - ②長期休業中預かり保育:入園後に申請してください。(申請は利用を希望する日の10日前までです。)
 - ③一時型預かり保育:入園後に申請してください。(申請は利用を希望する日の10日前までです。)
※申込期限後に、緊急的な事情等により預かり保育が必要となった場合は、直接園に申し出てください。
- ・申込後に利用を変更又は中止したい場合は、利用する日の前日までに「幼稚園預かり保育利用変更・中止届」を在園する園に提出してください。
 - ・園児の兄弟姉妹の参観日へ出席する場合、「幼稚園預かり保育料減免申請書」で申請することにより、預かり保育料は免除されます。(それ以外は有料です。)

3. 幼児教育・保育の無償化について

幼稚園の預かり保育は、「保育の必要性の認定」を受けた場合、無償化の対象となります。預かり保育を利用する前までに、必ず「保育の必要性の認定」に係る申請をしてください。申請前に利用した分は無償化の対象となりません。また、保育の必要性の認定を受けるためには、保護者全員が下記のア～キのいずれかに該当することが必要です。

- ア)月に60時間以上労働することを常態としていること。(育児休業中は対象となりません。)
- イ)妊娠・出産(出産予定月の2ヶ月前～出産後2ヶ月以内)
- ウ)病気、負傷、心身に障害を有しているため、保育することが困難であること。
- エ)同居している親族を、常時介護・看護しており、保育することが困難であること。
- オ)就学中であること。(職業訓練を含む)
- カ)求職活動を継続的にしていること。(3ヶ月以内)
- キ)震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。

【提出書類】 ・施設等利用給付認定申請書(申請書は園にあります。)
 ・保育を必要とする事由の確認できる書類(就労証明書や申立書など)

【提出先】 市立幼稚園または伊豆の国市幼児教育課

【無償化対象額】 「預かり保育の利用により負担すべき預かり保育料」と、
 「日額450円×利用日数(月額上限11,300円)」を比較し、小さい方の額

・参考:無償化の例 預かり保育の種別は表面の「1. 実施内容」をご覧ください。

例	定期型預かり保育(①)を月13日利用	定期型預かり保育(①)を月12日利用
預かり保育料	5,500円	5,500円
無償化対象額	450円×13日=5,850円	450円×12日=5,400円
保護者負担額	0円 (預かり保育料<無償化対象額)	100円(5,500円-5,400円) (預かり保育料>無償化対象額)
例	長期休業中預かり保育(②)を月10日利用	一時型預かり保育(③)を月10日利用
預かり保育料	5,000円(500円×10日)	2,000円(200円×10日)
無償化対象額	450円×10日=4,500円	450円×10日=4,500円
保護者負担額	500円(5,000円-4,500円) (預かり保育料>無償化対象額)	0円 (預かり保育料<無償化対象額)

※預かり保育を月13日以上利用しない場合は、一時型預かり保育(③)または長期休業中預かり保育(②)を申請してください。預かり保育を月13日以上利用しない場合、定期型預かり保育(①)の預かり保育料(5,500円)が無償化対象額より高くなるため、差額分を保護者が負担するようになります。

4. 市立幼稚園

園名	所在地	電話番号
長岡幼稚園	伊豆の国市長岡1212	055-948-6620
共和幼稚園	伊豆の国市中773-1	055-949-2700
富士美幼稚園	伊豆の国市原木1343	055-949-4400
のぞみ幼稚園	伊豆の国市吉田416-1	0558-76-0438
田京幼稚園	伊豆の国市田京238-21	0558-76-1430



【問い合わせ先】
 各幼稚園または、伊豆の国市幼児教育課
 電話 055-948-1447